



宮 崎 県 公 報

平成22年7月12日(月曜日) 第 2199 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害福祉課) 1	
○国定公園の特別地域において行われる行為に係る許可の基準の特例(3件)……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始(2件)……………(“ ”) 3	
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(経・調・数課) 3	

教育委員会規則

○県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

教育委員会告示

○平成23年度宮崎県立高等学校生徒募集定員…………… 4

選挙管理委員会告示

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 7

正 誤

○平成22年3月31日付け県公報(号外第22号)中…………… 9
○平成22年6月28日付け県公報(第2195号)中…………… 9

告 示

宮崎県告示第 457号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
宮崎県立こども療育センター	宮崎市	精神通院医療	平成22年7月1日
あけぼの薬局	宮崎市	薬局	平成22年7月1日
こまつ薬局	宮崎市	薬局	平成22年7月1日
高城薬局	都城市	薬局	平成22年7月1日
有限会社平岩調剤薬局	日向市	薬局	平成22年7月1日
訪問看護ステーション四本松	宮崎市	訪問看護	平成22年7月1日

宮崎県告示第 458号

自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。)第11条第35項の規定に基づき、宮崎市青島地区のうち日南海岸国定公園の特別地域内において行われる行為に係る許可の基準の特例を次のように定め、平成22年7月12日から施行する。

特例を適用する地域を表示した図面は、宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎市役所において一般の縦覧に供する。

なお、国定公園の特別地域において行われる行為に係る許可の基

準の特例(平成12年宮崎県告示第 319号)は、廃止する。

平成22年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎市青島地区のうち日南海岸国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第 6 項本文に規定する行為に係る自然公園法(昭和36年法律第 161号)第20条第 4 項の環境省令で定める基準は、規則第11条第 1 項第 2 号から第 5 号まで、同条第 4 項第 7 号及び第11号並びに同条第 6 項第 1 号の規定の例によるほか、建築物の敷地の範囲が明らかであることとする。ただし、規則第11条第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

宮崎県告示第 459号

自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。)第11条第35項の規定に基づき、高千穂町長崎地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる行為に係る許可の基準の特例を次のように定め、平成22年7月12日から施行する。

特例を適用する地域を表示した図面は、宮崎県環境森林部自然環境課及び高千穂町役場において一般の縦覧に供する。

なお、国定公園の特別地域において行われる行為に係る許可の基準の特例(平成12年宮崎県告示第 320号)は、廃止する。

平成22年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

高千穂町長崎地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項本文、第 4 項本文、第 5 項本文又は第 6 項本文に規定する行為に係る自然公園法(昭和32年法律第 161号)第20条第 4 項の環境省令で定める基準は、それぞれ規則第11条第 1 項第 3 号から第 5 号まで並びに同条第 4 項第10号及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、規則第11条第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- 1 建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下同じ。)が10メートル(その高さが

現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

- 2 建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる建築面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積（政令第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる敷地面積をいう。以下同じ。）に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（政令第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

敷地面積が 500平方メートル未満	10パーセント以下	20パーセント以下
敷地面積が 500平方メートル以上 1,000平方メートル未満	15パーセント以下	30パーセント以下
敷地面積が 1,000平方メートル以上	20パーセント以下	40パーセント以下

- 3 建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路の路肩から5メートル以上離れていること。

宮崎県告示第 460号

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第11条第35項の規定に基づき、高千穂町田口野地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる行為に係る許可の基準の特例を次のように定め、平成22年7月12日から施行する。

特例を適用する地域を表示した図面は、宮崎県環境森林部自然環境課及び高千穂町役場において一般の縦覧に供する。

なお、国定公園の特別地域内において行われる行為に係る許可の基準の特例（平成13年宮崎県告示第 363号）は、廃止する。

平成22年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 高千穂町田口野地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第 4 項本文に規定する行為に係る自然公園法（昭和32年法律第 161号。以下「法」という。）第20条第 4 項の環境省令で定める基準は、規則第11条第 1 項第 2 号から第 5 号まで並びに同条第 4 項第 1 号、第 4 号、第 8 号及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、規則第11条第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
- (2) 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる建築面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が50パーセント以

下であること。

- (3) 総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（政令第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が 100パーセント以下であること。

- 2 高千穂町田口野地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第 5 項本文に規定する行為に係る法第20条第 4 項の環境省令で定める基準は、規則第11条第 1 項第 2 号から第 5 号まで、同条第 4 項第 1 号及び同条第 5 項第 1 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、規則第11条第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の高さが13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

- (2) 建築物に係る敷地の範囲が明らかであること。

- (3) 総建築面積の敷地面積に対する割合が50パーセント以下であること。

- (4) 総延べ面積の敷地面積に対する割合が 100パーセント以下であること。

- 3 高千穂町田口野地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第 6 項本文に規定する行為に係る法第20条第 4 項の環境省令で定める基準は、規則第11条第 1 項第 2 号から第 5 号まで、同条第 4 項第11号及び同条第 6 項第 1 号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、規則第11条第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 建築物に係る敷地の範囲が明らかであること。

- (2) 総建築面積の敷地面積に対する割合が50パーセント以下であること。

- (3) 総延べ面積の敷地面積に対する割合が 100パーセント以下であること。

宮崎県告示第 461号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年7月12日から平成22年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字長尾4834番3地	旧	6.0 ～ 8.4	17.0
			先から同郡同町同大字同字4852番3地先まで	新	8.4 ～ 12.6	

宮崎県告示第 462号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月12日から平成22年 7 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字長尾4834番3地先から同郡同町同大字同字4852番3地先まで	平成22年 7 月12日

宮崎県告示第 463号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 7 月12日から平成22年 7 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
338	県道	大久保木崎線	宮崎市清武町今泉字谷ノ口甲1434番3地先から同市同町今泉同字甲1471番3地先まで 宮崎市清武町今泉字谷ノ口甲1238	平成22年 7 月12日

番3地先から同市同町今泉字岡甲807番1地先まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成22年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 6 月 23日	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	矢野 眞理	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	この法人は、高齢者や障害者ならびに子育て中の家族などが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる明るく活力のある地域社会を実現するために、利用する側の視点に立ったデイサービスなどの在宅介護事業等ならびに子育て支援活動等による地域福祉サービス分野の支援活動を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 7 月12日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第 6 号

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">校 名</th> <th style="text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>延岡高等学校</td><td>普通、<u>理数</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>高鍋農業高等学校</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>高原高等学校</td><td><u>農業、福祉</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>宮崎南高等学校</td><td>普通、<u>文科総合</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>日向高等学校</td><td>普通、<u>外国語</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>延岡星雲高等学校</td><td>普通、<u>国際人文</u></td></tr> <tr><td>小林秀峰高等学校</td><td><u>工業、商業</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		延岡高等学校	普通、 <u>理数</u>	[略]		高鍋農業高等学校	[略]	高原高等学校	<u>農業、福祉</u>	[略]		宮崎南高等学校	普通、 <u>文科総合</u>	[略]		日向高等学校	普通、 <u>外国語</u>	[略]		延岡星雲高等学校	普通、 <u>国際人文</u>	小林秀峰高等学校	<u>工業、商業</u>	[略]		<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">校 名</th> <th style="text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>延岡高等学校</td><td>普通、<u>メディカル・サイエンス</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>高鍋農業高等学校</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>宮崎南高等学校</td><td>普通、<u>フロンティア</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>日向高等学校</td><td>普通、<u>フロンティア</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>延岡星雲高等学校</td><td>普通、<u>フロンティア</u></td></tr> <tr><td>小林秀峰高等学校</td><td><u>農業、工業、商業、福祉</u></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		延岡高等学校	普通、 <u>メディカル・サイエンス</u>	[略]		高鍋農業高等学校	[略]	[略]		宮崎南高等学校	普通、 <u>フロンティア</u>	[略]		日向高等学校	普通、 <u>フロンティア</u>	[略]		延岡星雲高等学校	普通、 <u>フロンティア</u>	小林秀峰高等学校	<u>農業、工業、商業、福祉</u>	[略]	
校 名	学 科																																																						
[略]																																																							
延岡高等学校	普通、 <u>理数</u>																																																						
[略]																																																							
高鍋農業高等学校	[略]																																																						
高原高等学校	<u>農業、福祉</u>																																																						
[略]																																																							
宮崎南高等学校	普通、 <u>文科総合</u>																																																						
[略]																																																							
日向高等学校	普通、 <u>外国語</u>																																																						
[略]																																																							
延岡星雲高等学校	普通、 <u>国際人文</u>																																																						
小林秀峰高等学校	<u>工業、商業</u>																																																						
[略]																																																							
校 名	学 科																																																						
[略]																																																							
延岡高等学校	普通、 <u>メディカル・サイエンス</u>																																																						
[略]																																																							
高鍋農業高等学校	[略]																																																						
[略]																																																							
宮崎南高等学校	普通、 <u>フロンティア</u>																																																						
[略]																																																							
日向高等学校	普通、 <u>フロンティア</u>																																																						
[略]																																																							
延岡星雲高等学校	普通、 <u>フロンティア</u>																																																						
小林秀峰高等学校	<u>農業、工業、商業、福祉</u>																																																						
[略]																																																							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に県立高等学校に在学している生徒の学科については、なお従前の例による。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第10号

平成23年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。

平成22年7月12日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

平成23年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

(1) 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	生産流通科	40
	経営情報科	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
	機械科	40

延岡工業高等学校	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40
	生活工学科	40
延岡商業高等学校	商業科	80
	会計科	40
	流通経済科	40
	経営情報科	40
門川高等学校	総合学科	160
日向高等学校	普通科	240
	フロンティア科	40
	商業科	40
	会計科	40

富島高等学校	国際経済科	40	宮崎西高等学校	普通科	280
	経営情報科	40		理数科	120
	生活情報科	40		宮崎農業高等学校	生物工学科
日向工業高等学校	機械科	40	生産流通科		40
	電気科	40	食品工学科		40
	建築科	40	環境工学科		40
都農高等学校	総合学科	160	生活文化科		40
高鍋高等学校	普通科	240	宮崎工業高等学校	機械科	40
	生活情報科	40		生産システム科	40
高鍋農業高等学校	農業科	40		電気科	40
	園芸科	40		電子情報科	40
	畜産科	40		建築科	40
	食品化学科	40		化学環境科	40
西都商業高等学校	商業科	40		インテリア科	40
	経営情報科	80	宮崎商業高等学校	商業科	120
妻高等学校	普通科	120		国際経済科	40
	福祉科	40		経営情報科	80
佐土原高等学校	電子機械科	80	経営科学科	40	
	通信工学科	40	宮崎海洋高等学校	海洋科学科	120
	情報技術科	80	本庄高等学校	総合学科	160
	産業デザイン科	40	小林高等学校	普通科	200
宮崎大宮高等学校	普通科	320		普通科 (体育コース)	40
	文科情報科	80	小林秀峰高等学校	農業科	40
宮崎南高等学校	普通科	320		機械科	40
	フロンティア科	80		電気科	40
宮崎北高等学校	普通科	280		商業科	40
	サイエンス科	40		経営情報科	40

	福祉科	40
飯野高等学校	普通科	80
	生活情報科	40
都城泉ヶ丘高等学校	普通科	200
	理数科	80
都城西高等学校	普通科	240
	フロンティア科	40
都城農業高等学校	農業科	40
	畜産科	40
	ライフデザイン科	40
	食品科学科	40
都城工業高等学校	農業土木科	40
	機械科	40
	情報制御システム科	40
	電気科	40
	建設システム科	40
	化学工業科	40
都城商業高等学校	インテリア科	40
	商業科	80
	会計科	40
	国際経済科	40
高城高等学校	経営情報科	40
	普通科	80
	生活情報科	40
日南高等学校	普通科	200

日南振徳高等学校	地域農業科	40
	機械科	40
	電気科	40
	商業科	40
	経営情報科	40
福島高等学校	福祉科	40
	普通科	120

(2) 定時制の課程

学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40
富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80
		夜間の部	40
宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—	40
	電気科	—	40
	建築科	—	40
都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40

(3) 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	250
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	350

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第81号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成22年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (平成21年12月16日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (平成22年6月2日現在)		
施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
小林市緑ヶ丘集会所	小林市大字真方1033番地	450	小林市緑ヶ丘集会所	小林市真方1033番地	450
小林市西の原農村集 会所	〃 大字北西方3157番地の 9	130	小林市西の原農村集 会所	〃 北西方3157番地の 9	130
小林市上町教育集會 所	〃 大字細野2213番地 4	70	小林市上町教育集會 所	〃 細野2213番地 4	70
小林市永田町教育集 会所	〃 大字細野2390番地 1	100	小林市永田町教育集 会所	〃 細野2390番地 1	100
小林市永久津地区体 育館	〃 大字北西方4076番地	900	小林市永久津地区体 育館	〃 北西方4076番地	900
小林市駅前東集会所	〃 大字細野1978番地の 9	60	小林市駅前東集会所	〃 細野1978番地の 9	60
小林市市民体育館	〃 大字細野38番地の 1	3,000	小林市市民体育館	〃 細野38番地の 1	3,000
小林市細野地区体育 館	〃 大字細野4374番地	900	小林市細野地区体育 館	〃 細野4374番地	900
小林市西小林地区体 育館	〃 大字南西方6212番地の イの 3	800	小林市西小林地区体 育館	〃 南西方6212番地のイの 3	800
小林市東方森林体育 館	〃 大字東方4738番地の 1	1,000	小林市東方森林体育 館	〃 東方4738番地の 1	1,000
小林市三松地区体育 館	〃 大字堤3699番地32	900	小林市三松地区体育 館	〃 堤3699番地32	900
小林市南地区体育館	〃 大字細野 979番地の 1	1,000	小林市南地区体育館	〃 細野 979番地の 1	1,000
小林市真方地区体育 館	〃 大字真方4906番地 1	1,000	小林市真方地区体育 館	〃 真方4906番地 1	1,000
			紙屋地区公民館	〃 野尻町紙屋1769番地 8	150
			紙屋老人福祉館	〃 野尻町紙屋1992番地	150
			野尻町農村環境改善 センター	〃 野尻町三ヶ野山4336番 地55	1,000
			花立原体育館	〃 野尻町紙屋2897番地 6	1,000
			三ヶ野山体育館	〃 野尻町三ヶ野山4095番 地 3	1,500
			牧ノ谷宮農研修施設	〃 野尻町紙屋1688番地 7	70
			今別府宮農研修施設	〃 野尻町紙屋2667番地 4	75
			神谷川宮農研修施設	〃 野尻町紙屋2248番地	50
			下ノ原宮農研修施設	〃 野尻町東麓1683番地10	65
			鶴戸原宮農研修施設	〃 野尻町東麓 587番地 6	65
			牟田原農業構造改善 センター	〃 野尻町東麓3619番地 8	80
			猿瀬構造改善センタ ー	〃 野尻町東麓3115番地29	70
			佐土瀬宮農研修施設	〃 野尻町三ヶ野山3627番 地 3	45
			小坂農業集会所	〃 野尻町三ヶ野山1301番	50

			地13	
			〃 野尻町東麓5567番地20	50
			目的集会施設	
			天境宮農研修施設	〃 野尻町東麓4860番地 6 50
			跡瀬地区農事集会所	〃 野尻町東麓4053番地 6 70
			野尻町保健福祉セン	〃 野尻町東麓1158番地 3 150
			ター	
			野尻町いきいきコミ	〃 野尻町三ヶ野山4093番 100
			ユニティセンター	地 4
[略]			[略]	
杉安村公民館	[略]		杉安村地区宮農研修	[略]
			センター	
[略]			[略]	
麓・平城公民館	[略]		学習等供用施設麓・	[略]
			平城館	
[略]			[略]	
[略]			[略]	
[略]			[略]	
狭野児童館	〃 大字蒲牟田3993番地	200		
[略]				
蒲牟田活性化センタ	〃 大字蒲牟田2909番地	100	蒲牟田活性化センタ	〃 大字蒲牟田2909番地 100
ー				
			南狭野活性化センタ	〃 大字蒲牟田5712番地 8 100
			二	44
紙屋地区公民館	野尻町大字紙屋1769番地 8	150		
紙屋老人福祉館	〃 大字紙屋1992番地	150		
野尻町農村環境改善	〃 大字三ヶ野山4336番地	1,000		
センター	55			
花立原体育館	〃 大字紙屋2897番地 6	1,000		
三ヶ野山体育館	〃 大字三ヶ野山4095番地	1,500		
	3			
牧ノ谷宮農研修施設	〃 大字紙屋1688番地 7	70		
今別府宮農研修施設	〃 大字紙屋2667番地 4	75		
神谷川宮農研修施設	〃 大字紙屋2248番地	50		
下ノ原宮農研修施設	〃 大字東麓1683番地10	65		
鶴戸原宮農研修施設	〃 大字東麓 587番地 6	65		
牟田原農業構造改善	〃 大字東麓3619番地 8	80		
センター				
猿瀬構造改善センタ	〃 大字東麓3115番地29	70		
二				
佐土瀬宮農研修施設	〃 大字三ヶ野山3627番地	45		
	3			
小坂農業集会所	〃 大字三ヶ野山1301番地	50		
	13			
庄府地区農業集落多	〃 大字東麓5567番地20	50		
目的集会施設				
天境宮農研修施設	〃 大字東麓4860番地 6	50		
跡瀬地区農事集会所	〃 大字東麓4053番地 6	70		
野尻町保健福祉セン	〃 大字東麓1158番地 6	150		
ター				
野尻町いきいきコミ	〃 大字三ヶ野山4093番地	100		
ユニティセンター	4			
[略]			[略]	
[略]			[略]	

第十四区集落センタ ー	〃	大字鞍岡4722	150	第十四区集落センタ ー	〃	大字鞍岡4722	150
				赤谷地区集會センタ 二	〃	大字三ヶ所 10686番 地 2	200

正 誤

平成22年 3 月31日付け県公報 (号外第22号) 中

ページ	行	誤	正
4	4	<u>公営</u> 条例	、使用又は作成の実績に基づき作成し、 <u>公営</u> 条例
4	4	<u>公費負担</u> 条例	、使用又は作成の実績に基づき作成し、 <u>公費負担</u> 条例
4	12	燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては、当該使用証明書等のほかに	当該使用証明書等のほかに、燃料供給業者にあつては、第61条の3第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ポスター作成業者にあつては、
4	12	燃料供給業者、 <u>ビラ作成業者</u> 又はポスター作成業者にあつては、当該使用証明書等のほかに	当該使用証明書等のほかに、燃料供給業者にあつては、第61条の3第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、 <u>ビラ作成業者</u> 又はポスター作成業者にあつては、
6		第9条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める	第9条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、 <u>同項</u> に定める
6		第13条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める	第13条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、 <u>同条</u> に定める

平成22年 6 月28日付け県公報 (第2195号) 中

ページ	段	行	誤	正
7	右	44	平成22年 6 月28日から平成22年 7 月12日まで	平成22年 7 月 5 日から平成22年 7 月19日まで